

議第44号

滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の一部を改正する条例

(滋賀県理容師法施行条例の一部改正)

第1条 滋賀県理容師法施行条例（平成12年滋賀県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 流水式の洗髪専用の設備を設けること。

第4条第2項中「および第6号」を「、第5号および第7号」に、「よりがたい」を「より
難しい」に改める。

(滋賀県美容師法施行条例の一部改正)

第2条 滋賀県美容師法施行条例（平成12年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 流水式の洗髪専用の設備を設けること。

第4条第2項中「および第6号」を「、第5号および第7号」に、「よりがたい」を「より
難しい」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成28年 8 月 1 日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県理容師法施行条例第4条第1項第5号の規定は、この条例の施行の日以後の理容師法（昭和22年法律第 234 号）第11条第1項の規定による届出に係る理容所について適用し、同日前の届出に係る理容所については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の滋賀県美容師法施行条例第4条第1項第5号の規定は、この条例の施行の日以後の美容師法（昭和32年法律第 163 号）第11条第1項の規定による届出に係る美容所について適用し、同日前の届出に係る美容所については、なお従前の例による。